

大庭公民館使用規定

(令和元年7月1日以降)

皆様におかれましては、平素大庭公民館をご利用いただき誠にありがとうございます。

大庭公民館を皆様に快適にご利用いただくため、また当館の運営を円滑に進めるために、ここに定めた事項についてご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

1. 使用実費の徴収

下記の表に定める使用実費及び備品使用料を収めてください。

○施設・会場の使用実費

	地 区 内			地 区 外		
	午 前 9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	午 後 1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	夜 間 1 8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	午 前 9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	午 後 1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	夜 間 1 8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0
多目的ホール	600 円	600 円	600 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円
第一研修室	500 円	500 円	500 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円
第二研修室	400 円	400 円	400 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円
和 室	400 円	400 円	400 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円
調 理 室	700 円	700 円	700 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円
交 流 館	500 円	500 円	500 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円
多目的広場	300 円	300 円	300 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円

※ 主催者及び団体構成員の半数以上が地区外の方の場合は地区外料金をいただきます。
(公民館認定クラブについては、この限りではありません。)

※ 各区分の時間帯を跨いでの使用は3時間までは1区分料金とします。

○備品等使用料

冷 暖 房 (コインタイマー式)	多目的ホール (前側)・交流館：1時間 200 円 その他本館 1時間 100 円
広場夜間照明	1時間 1,000 円 ※広場使用料 300 円含む

○印刷機・コピー機の使用料

コピー機	モノクロ…10 円、カラー…50 円
印刷機	原紙作成…1 枚 100 円、B5・A4 用紙…3 円、B4・A3 用紙…4 円

2. 大庭公民館の使用・手続きについて

- ①予約申込みについては、原則として使用日の二ヶ月前からの受付となります。(特別な事情により、それ以前に予約する必要がある場合はご相談ください)
- ②公民館の使用を希望する場合は使用許可を得た上、「公民館使用許可願書」を原則使用日の3日前までに公民館に提出してください。
- ③不特定の住民を広報等により集める会合については、必ず使用申請までに全ての広報物を提出し、使用許可を受けてください。
- ④公民館の使用時間は、原則として9時から22時までとします。
- ⑤使用を中止する場合、速やかにその旨をご連絡ください。
- ⑥使用後は必ず会場の清掃を行い、ごみはすべて持ち帰ってください。清掃用具は、各部屋及び男子トイレ前の掃除用具庫にあります。
- ⑦使用責任者は使用後、戸締り・消灯・換気扇の停止等を点検し、必ず公民館使用簿に必要事項を記入してください。
- ⑧施設及び備品を破損または損傷した場合は、公民館に届け、指示に従ってください。

3. 諸注意、禁止事項について

- ①政治・宗教・営利活動、公序良俗を乱す恐れのある利用についてはできません。また、手続きの不備、虚偽等がある場合は、公民館長の判断により使用が認められない場合があります。
- ②特定の個人、団体等を誹謗中傷する内容の講演会等を行う場合使用できません。
- ③敷地内禁煙です。また、屋内での火気等危険を伴う物品の持込・使用は禁止します。
- ④各部屋での飲食は可能ですが、調理室以外での調理は原則禁止します。
- ⑤公民館及び地域事業の日程や災害発生・選挙会場となる等特別な理由により、使用が認められた後でもやむを得ず使用の変更・取り消しをする場合があります。

4. 夜間（17時以降）・土日等事務室閉鎖時の使用について

- ①事務室閉鎖後（夜間、土日祝日等）に使用する場合は事前に（月～金曜日の8時30～17時）公民館事務室で鍵を借りてください。
- ②使用終了後は消灯・施錠等を確認し、チェックシートに記入し鍵と一緒に公民館の郵便受けに返却してください。また、必ず公民館使用簿に必要事項を記入してください。
- ③各区分の最終に施錠するときは、共通使用部分（玄関・廊下・トイレ等）の消灯、玄関の施錠には十分注意してください。
- ④夜間ご使用の方は、必ず22時までに退室、施錠をお願いします。

5. 使用料の減免・備品使用料等について

以下の団体は、使用実費を免除します。但し、エアコンや備品の使用については利用者の負担とします。大庭地区自治協会の利用についてはその費用の全てを共益費に含みます。

- ・大庭地区諸団体（社会福祉協議会 交通対策協議会 体育協会 消防防災協会
民生児童委員協議会 青少年育成協議会 地域安全推進委員会
子ども会育成協議会 パトロールママの会）
- ・松江市立大庭幼稚園、松江市立大庭小学校、松江市立湖東中学校の学校行事での利用
- ・その他、公民館長の認める団体